



鳥取県公報

平成15年11月14日(金)
第7536号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立自然公園条例による屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定 (680) (景観自然課) 1
	生活保護法による医療機関の指定 (681) (福祉保健課) 1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (2件) (682・683) (＼) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (684) (＼) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (685) (健康対策課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (686～688) (森林保全課) 3
	地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度 (689) (水産課) 4
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (690) (＼) 4
	県道の区域の変更 (691) (道路課) 4
	県道の供用の開始 (692) (＼) 5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (84) 5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課) 5
	落札者の決定 (警察本部会計課) 11

告 示

鳥取県告示第680号

鳥取県立自然公園条例 (昭和38年鳥取県条例第2号) 第11条第3項第6号の規定に基づき、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成16年3月1日から施行する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号) 第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

鳥取県告示第681号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
キッズクリニックうめはら	米子市皆生新田三丁目 1 - 17	平成15年10月 6 日
ながお整形外科クリニック	米子市尾高904 - 3	〃
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目 1 - 15	平成15年10月 4 日

鳥取県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
ミオ・ファティリティ・クリニック	米子市車尾南二丁目 1 - 1	平成15年11月 1 日

鳥取県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
山本泌尿器クリニック	米子市車尾南一丁目 8 - 32	平成15年11月 1 日
かわたに医院	米子市車尾南一丁目 8 - 30	〃
オリーブ薬局	米子市車尾南一丁目 8 - 27	〃

鳥取県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
齋藤小児科内科医院	気高郡気高町大字勝見658	平成15年 9 月27日

鳥取県告示第685号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
あしはら小児科	鳥取市叶283 - 2	平成15年11月 7 日
有限会社しもだ薬局	鳥取市叶283 - 3	平成15年11月 5 日

鳥取県告示第686号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町笠木字生賀野路3014の1、3021
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第687号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町神福字塩滝山2069の16
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第688号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町茶屋字木呂抜2846、2847、2847の1、2848
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第689号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第23条第1項の規定に基づき、東伯郡北条町及び大栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度を4と定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第690号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北条町及び大栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成15年11月14日から同月20日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年11月14日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

国安桂木線	鳥取市南栄町35 - 1 地先から同市南栄町47地先まで	変更前	7.0 ~ 33.0	106.0
		変更後	9.0 ~ 11.4	58.0

鳥取県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年11月14日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
国安桂木線	鳥取市南栄町35 - 1 地先から同市南栄町47地先まで	平成15年11月16日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第84号

平成15年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年11月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年11月17日（月） 午後1時30分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 衆議院議員総選挙について
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 鳥取県公共事業労務費（平成15年10月）調査業務委託

(2) 業務内容

本件業務は、公共事業労務費調査（平成15年10月調査）のうち、鳥取県が発注した建設工事の調査の一次審査を県が指定する日程（以下「審査日」という。）により実施するものである。

(3) 業務の概要

公共事業労務費（平成15年10月）調査一次審査 161件

審査日 鳥取県東部 63件 平成15年12月5日（金）

鳥取県中部 40件 平成15年12月4日（木）

鳥取県西部 58件 平成15年12月3日（水）

(4) 履行期間 契約の日から平成16年1月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成15年鳥取県告示第130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成15年11月14日（金）から同月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成15年4月1日（火）から同年11月21日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。

ア 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条に定める特殊法人等を含む。）又は都道府県の発注する公共事業労務費調査業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

イ 平成6年度以降に同種業務を実施した者の管理技術者若しくは照査技術者又はこれらに準ずる担当者（以下「技術者等」という。）として同種業務を行った経験を有する者を4名以上有すること。ただし、共同企業体の実施した同種業務を行った者の技術者等としての経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として行ったものに限る。

(6) 本件業務の実施期間中、平成6年度以降に同種業務を実施した者の技術者等として同種業務を行った経験を有する者を、管理技術者又は照査技術者としてそれぞれ配置できること。ただし、共同企業体の実施した同種業務を行った者の技術者等としての経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として行ったものに限る。

なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年11月14日（金）から同月21日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年11月14日（金）から同月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取港港湾改修（利用高度化）工事（3工区）

(2) 工事場所 鳥取市港町地内

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市港町地内にある鳥取港の陸上保管施設を改修するものである。

(4) 工事の詳細

陸上保管施設

舗装工 上層路盤 A = 10,040m²

コンクリート舗装 A = 9,899m²

補助上下架施設 ケーブル溝 L = 30m

- (5) 工 期 平成15年12月から平成16年3月20日まで
- (6) 予定価格 99,177,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) ほ装工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、ほ装工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 平成15年11月14日(金)から同月26日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日(火)から同年11月26日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している500平方メートル以上のコンクリート舗装工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)があり、同種工事を自社で施工することが可能であること。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) ほ装工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年11月14日(金)から同月26日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatusujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年11月14日(金)から同月26日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該工事契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置することを求める。

ア 主任技術者にあつては、2の(9)のイの(ア)の基準を満たす者であること。

イ 監理技術者にあつては、2の(9)のイの(ア)及び(イ)の基準を満たす者であること。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 地域高規格道路（江府三次道路）環境影響調査委託
- (2) 業務区域 日野郡江府町大字佐川から日野郡日野町貝原まで
- (3) 業務内容

本件業務は、日野郡江府町大字佐川から同郡日野町貝原までにおける地域高規格道路の予定区間において行う、道路の建設工事が環境に及ぼす影響の現地調査を行うものである。

(4) 業務の概要

大気質、騒音及び振動、日照障害、地形及び地質、生態系、景観、触合い活動並びに廃棄物に関する現地調査

- (5) 履行期間 平成15年12月から平成17年3月25日まで
- (6) 予定価格 49,036,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成15年鳥取県告示第130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年11月14日（金）から同月28日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から同年11月28日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。
 - ア 県内の事務所等に常勤の技術者（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有すること。
 - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。
- (7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している道路に関する事業の環境影響評価の業務（環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の規定に基づく調査並びに事業単位の任意調査において、環境影響評価のための方法書の作成及び調査並びに道路に関する事業が環境に及ぼす影響の予測及び評価の検討を行う業務とする。以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 次に掲げる基準をすべて満たす職員で、本件業務の管理技術者及び照査技術者として配置できる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格し、同

法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格し、その登録を受けている者であること。

イ 平成6年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者として同種業務を実施した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年11月14日(金)から同月28日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次より直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年11月14日(金)から同月28日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県警察本部庁舎清掃委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成15年10月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落 札 金 額 27,132,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成15年 8 月22日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220